

2025 年度第 2 回愛知県国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 日時 2026 年 2 月 13 日（金） 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで
- 2 場所 愛知県三の丸庁舎 8 階 801 会議室
- 3 出席者
（委員） 11 名
加藤（智）委員、澤田委員、竹川委員、奥村委員、加藤（豊）委員、
元木委員、田川委員、竹内委員、中山委員、松下委員、宮川委員
（事務局） 8 名
船津国民健康保険課長、鈴木担当課長、
小河課長補佐、山田課長補佐、松永主査、上野主査、
佐々木主事、塩瀧主事

- 4 傍聴者
3 名

- 5 取材
なし

- 6 議事等

（船津国民健康保険課長）

それではお待たせいたしました。定刻より少々早いですが、皆様おそろいになりましたので、ただいまから、2025 年度第 2 回愛知県国民健康保険運営協議会を開会いたします。

私、本日の司会を務めさせていただきます国民健康保険課長の船津と申します。よろしくお願いいたします。

本来であれば、開会にあたっての挨拶を健康医務部長の大河内からさせていただきますところですが、本日所用のため出席がかなわないところとなっておりますので、代読をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しい中、2025 年度第 2 回の愛知県国民健康保険運営協議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日の議題ですが、「2026 年度の国民健康保険事業費納付金の算定結果について」協議いただきたいと存じます。納付金につきましては、昨年末に国から提示されました確定係数を基に算定を行い、市町村との協議を行った結果、合意が得られたところがございます。

また、報告事項といたしまして、「赤字削減・解消計画について」、「国民健康保険法の改正に係る愛知県国民健康保険運営方針の改定について」の 2 件につ

いて御説明させていただきます。

今後も、国民皆保険の最後の砦（とりで）である国民健康保険制度を、安定的かつ円滑に運営してまいりたいと考えております。引き続き、皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

続きまして、本日御出席委員の皆様のお紹介でございますが、時間の都合もございますので、お手元の「委員名簿」及び「配席図」により代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

〔次第に沿って確認〕

資料に、不足等はありませんでしょうか。また資料とは別に各種ガイドラインがつづつてあります緑色のファイルを配付させていただいておりますので、会議中の参考資料として御活用ください。ファイルにつきましては、会議終了後そのまま机の上に置いてお帰りくださいますようお願いいたします。

次に、会議の定足数について御説明いたします。配付資料のうち参考の2ページを御覧ください。下の部分に当協議会の運営要綱がございますが、第2条第3項におきまして、会議を開催するには、「会長(又は職務代理者)及び半数以上の委員の出席」が必要とされております。本日は、委員の皆様全員に御出席いただいておりますので、会議は有効に成立していることを御報告申し上げます。

次に傍聴人についてです。本日は傍聴人の方が3名いらっしゃいます。傍聴人に申し上げます。傍聴に際しては、「愛知県国民健康保険運営協議会の傍聴に関する要領」の第8条及び第9条に定められた事項として配付しました「傍聴人心得」を守っていただくようお願いします。

それでは、これから議事に入りたいと思います。本協議会の議長は、運営要綱第2条第2項により田川会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

（田川会長）

愛知県立大学の田川でございます。皆様お忙しいところ、本日はお集まりいただきましてありがとうございます。皆様の御協力のもとで、議事を円滑に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題に移る前に、本日の会議の公開・非公開について、事務局から説明してください。

(鈴木国民健康保険課担当課長)

国民健康保険課の鈴木です。よろしくお願ひします。

会議の公開・非公開については、本協議会運営要領第2条第1項に基づき決定することになりますが、本日の会議の内容は、不開示情報等は含まれておりません。以上でございます。

(田川会長)

それでは皆様、全て公開ということでよろしいでしょうか。

(各委員)

<異議なし>

(田川会長)

それでは、本日の会議は全て公開といたします。

続きまして、会議録署名人を選定します。署名者は、本協議会運営要領第3条第1項に基づき、会長が委員の中から2名を指名することになっております。本日は加藤智子委員と中山恵子委員にお願いしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(加藤(智)委員)

<異議なし>

(中山委員)

<異議なし>

(田川会長)

どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、会議録については、事務局で作成をお願ひします。

それでは、次第に沿って進めていきたいと思ひます。まず、議題「2026年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果について」事務局から説明してください。

(小河国民健康保険課課長補佐)

国保財政グループの小河です。納付金算定結果について御説明をさせていただきます。

資料 No. 1 「2026年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果について」を

御覧いただいてよろしいでしょうか。

「1 審議事項」ですが、愛知県国保運営方針連携会議等における協議を終えて、市町村と合意したルールについて、第1回愛知県国民健康保険運営協議会にて審議いただき、承認いただいたところでございます。このルールに基づいて算定した結果が、以下のとおりとなっております。

つきましては、下記の納付金の算定結果について御審議いただきたいと考えております。

「2 納付金の算定結果」の黒枠で囲んだところでございますが、こちらが今回御審議いただく内容となっております。

市町村と合意したルールに基づき、2026年度国民健康保険事業費納付金の算定を行った結果、被保険者1人当たりの納付金額は17万7,502円となりました。

前年度よりも1人当たり納付金額が増加したのは、過去の医療費実績及び診療報酬改定を加味した2026年度の保険給付費を推計したところ、1人当たり保険給付費が増加したこと、また、2026年度から子ども・子育て支援納付金が新設されたことが主な原因と考えられます。

1人当たり納付金の算定結果の表ですが、黒枠を御覧いただきますと、納付金額は先ほど御説明したとおり、17万7,502円でして前年度伸び率は、104.97%となっております。

1人当たり保険給付費の推計結果の表ですが、同じく黒枠の部分を御覧いただけますでしょうか。1人当たり保険給付費額は35万8,058円でして、前年度伸び率は103.47%となっております。

なお、ここに記載しておりませんが、1人当たり子ども・子育て支援納付金分は、1人当たり4,190円となっております。

続いて、右側に移りまして、「3 1人当たり保険給付費及び納付金額の推移」でございますが、こちらは、この制度が始まった2018年度から1人当たり保険給付費と、1人当たり納付金がどのように推移をしているかをグラフにしたものになります。

このグラフを見ていただくとお分かりいただけると思いますが、2018年度の国保改革以降の1人当たりの保険給付費及び1人当たりの納付金は全体として上昇傾向となっております。

なお、この算定結果につきましては、1月20日に市町村に説明を行い、御理解をいただいたところでございます。

一番下の「4 今後のスケジュール」でございますが、3月中旬に県のホームページにおいて、各市町村の標準保険料率を公表いたします。その後、4月上旬には各市町村に納付金額を通知することとしております。

おめくりいただきまして、「参考」になりますが、算定結果における詳細にな

ります。

まず1つ目の丸ですが、納付金の概要といたしまして、納付金の流れを示しております。

下の図を御覧いただきますと、左から順に、都道府県、市町村、被保険者と記載しておりますが、都道府県から市町村への矢印①は、納付金を決定し、標準保険料率を各市町村に提示します。

これを受けて、市町村から被保険者への矢印②で市町村が各被保険者に対して保険料を決定し、賦課します。

続いて、被保険者から市町村への矢印③で各被保険者から決定された保険料を市町村に支払います。

最後に、市町村から都道府県への矢印④で各市町村は県に対して納付金を支払うという流れになっております。

2つ目の丸になります。2025年度からの変更点になります。

(1) 算定する納付金及び標準保険料率に今年度から新設された子ども・子育て支援納付金が追加されています。

(2) 市町村ごとの医療費の差を考慮する医療費指数反映係数 α を0.6といたします。ちなみに、2025年度の α は0.8としておりました。

(3) 高額な医療費となる部分について、県全体で負担を分かち合うこととした共同負担の高額医療費について、1件当たり80万円を超える部分としていたものを90万円を超える部分としております。

3つ目の丸の算定方法ですが、(1)から(4)までございまして、算定の手順を記載しています。その下に各算定の各段階における算定結果の詳細について、同じように(1)から(4)となっておりまして、算定方法と対になっておりますので、こちらと併せて御説明をさせていただきます。

まず(1)ですが、被保険者数等の推計をもとに県全体の保険給付費を推計し、費用を算出いたします。この推計によりますと、被保険者数は約113万6,000人でして昨年度より約3万6,000人減少しておりますが、1人当たりの保険給付費全体が増額となっているため、県全体の保険給付費は増額をしております。

細かい数字につきましては枠の部分になりますが、前年度より1人当たり1万2,012円(103.47%)の増となっております。

(2)では、(1)で推計した県全体の費用から、国・県等が負担する公費や決算剰余金を控除いたします。

公費については、国の係数に基づいて算定を行った結果、昨年度より1人当たり1万3,010円(104.71%)の増となりました。

決算剰余金については、ルールに基づいて、累積額の3分の1を活用しております。昨年度より1人当たり676円の増額となっております。

(3) で市町村の被保険者数及び所得総額等により按分し、医療費水準を勘案の上、市町村ごとの納付金額を算定いたします。県全体の費用から公費等を控除したものが、納付金算定基礎額となりますが、これを按分して市町村ごとに納付金額を算定しておりまして、昨年度より 1 人当たりの納付金は 8,412 円 (104.79%) の増となっております。

(4) で市町村ごとの保健事業に係る費用等や収納率を考慮し、3 方式による標準保険料率を算出いたします。(3) で示した納付金額を基にして、標準保険料率を算出いたしますが、こちらはあくまでも参考値であり、これを参考にして、改めて市町村が税率を定めていただくものとなっております。

その下のイメージ図ですが、算定までの手順を分かりやすくした表となっております。

(1) の費用の算出は、一番上のグラフ全体を表しております。

(2) の控除する部分は、一番上のグラフの青線の部分になります。

控除した後、黄色い部分から、市町村ごとの納付金額を算定したものが真ん中のグラフでございまして、(3) を示しております。

また、(4) の標準保険料率は一番下のグラフで示しておりますが、グラフの幅は実際の金額を反映しておりません。

補足資料 1-1 として、納付金算定結果を添付しております。太枠に囲った部分が 2026 年度の算定結果となります。

次に、補足資料 1-2 には、県及び市町村の標準保険料率を一覧で掲載しております。こちらは先ほど (4) で御説明したとおり、各市町村が保険料を定める際の参考に示しているものになります。

資料 No.1 「2026 年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果について」の説明は以上になります。

(田川会長)

ただいまの説明について、委員の皆様から御意見・御質問ございますでしょうか。中山委員どうぞ。

(中山委員)

以前もお願いしたかと記憶しておりますが、2025 年度からの変更点の (2) に、医療費指数反映係数 α が出てきており、一般に α が高ければ高いほど医療費指数を反映すると理解しております。しかし、これだけでは、分かりにくいので、 α の算定の仕方をどこかに記載していただきたいのと、 α はおそらく 0 ~ 1 の範囲だと思いますので、それについても記載していただきたいです。 α が大きい場合の傾向がつかみやすいよう、できるだけパラメータや算定方式は

記載していただけるとありがたいです。

もう1点ですが、左ページの算定結果の詳細（1）に被保険者数等の推計をもとに県全体の保険給付費を推計し、費用を算出とあり、被保険者数は113万5,625人で、昨年度より3万6,071人減少したが、1人当たり保険給付費が上昇したため、全体として保険給付費は増額となったとあります。しかし、これが必ずしも理由になっているとは限らないと思います。

必ずしも、1人当たり保険給付費が上昇したとしても、全体として保険給付費が増額となるとは限りません。

つまり、1人当たり保険給付費が上昇した上で、全体として保険給付費が増額となったことについては、前に比べてという意味であると私は理解していますが、この減った人数の方たちがお使いになる分で補える場合もあるのではないかと考えます。

そうすると、説明が詳細に必要なあるいは別の書き方をなさった方がよろしいかと思いました。以上です。質問ではなく、細かいようで申し訳ないですが、今後、追記いただければと思います。

（田川会長）

では、今の中山委員の御提案について、可能な範囲で結構ですので、御回答をお願いいたします。

（小河国民健康保険課課長補佐）

おっしゃるとおりかと思えます。αは算定方式を第1回目の協議会で御説明をさせていただいたので、説明を省いても問題ないと考えておりました。

2つ目についても御指摘のとおりですので、今後は分かりやすい資料を作成するよう改善いたします。

（澤田委員）

被保険者委員の澤田です。よろしく申し上げます。

今、説明で納付金の算定結果について丁寧に報告いただきましたが、その結果に関して意見を述べさせていただきます。

前年と比べて、8,412円、5.0%の引上げになっていますが、この間、納付金の金額は5年連続で引上げがされており、5年間の合計で4万1,296円、30.3%の引上げになっています。

先ほどの説明のように、市町村はあくまで補足資料1-2で示された標準保険料率を参考にして保険料を市町村が決めるわけですが、この間の傾向で言うと、納付金の引上げに連動して、市町村の保険料の値上げが直結しているように感

じます。

そこでもお願いですが、運営方針でも定められているとおり、愛知県が国保の財政運営の責任主体として役割を果たし、県の一般会計からの独自の補助を行って納付金の引下げをお願いしたいと思います。

以前の議論でも、一般会計からの繰入れそのものについてどうなのかという御意見もありました。市民の税金を国保に繰り入れることは、国保に加入していない方には理解が得られないという趣旨の意見を実際に聞くこともあります。市民の税金を使うという点では、国保の加入者も税金を納めてますので、その税金は国保加入者以外の方だけの税金というわけではありません。また、国保に加入していない方にとって、国保に税金を使うこと自体については、例えば、「私は子供がいないから保育・教育に使ってもらっては困る」と言われる方はいないと思います。それと同じように、国保は、今、社会保険に加入している方でも、病気や障害等で働けなくなった場合あるいは退職をすれば、基本的に誰でもお世話になる制度です。そのため、厚労省も国民皆保険の最後の砦（とりで）と説明してるように、とても大切な制度です。

繰り返しになりますが、5年連続の納付金の引上げの中で、一般会計からの繰入れを決めていただき、納付金そのものの引下げをお願いしたいと思います。重ねてのお願いですが、御検討をお願いいたします。以上です。

（田川会長）

ただいまの御要望について、事務局はどのように受けとめておりますでしょうか。

（小河国民健康保険課課長補佐）

事務局から御説明させていただきます。

第1回目の協議会でもお話しさせていただいたとおり、澤田委員の御意見は重々分かりますが、基本的には、現段階で愛知県独自の一般会計法定外繰入の実施を検討しておりません。

個人的な意見として、市町村法定外繰入の解消について、県から市町村へ指導をしており、市町村に対しては実施しないよう求めているにもかかわらず、県が実施するのは整合性が取れないところもあります。

要望として受けさせていただきますが、現状としては検討に至っていない状況でございます。

(澤田委員)

苦しい立場はよく分かりますが、ただ、国民健康保険は元々事業主負担がないもので、その代わり、国と県と市町村からの公費の投入を前提にしています。それについては今でも既に法定繰入という形で、繰り入れていただいております。

その中でも、この間の納付金の上がり方を見ると、何とかしてほしいという国保加入者の要望もあります。

それから法定外繰入について、指導している立場上という話ですが、市町村の法定外繰入については、よい繰入れと駄目な繰入れの2種類があるので、全ての法定外繰入が駄目と言われているわけではありません。

また、県に対して法定外繰入が駄目であると国も言っておらず、東京都も58億円ほど、実際に法定外繰入を行っております。

そういう点では、苦しい立場は分かりますが、何とか英断していただきたいです。これ以上の国保料引上げの流れを何とか止めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(田川会長)

ただいま、国民健康保険の被保険者を代表する委員である澤田委員から、県への要望が出されましたが、この運営協議会を構成する他の委員の皆様の御意見も伺えましたら幸いです。

(加藤(智)委員)

そもそも論から、私を変だと思っていることを言わせていただきます。

保険料は確実に高く、その上、今度子ども・子育て支援金制度ということで法案が可決され、今年の4月から健康保険料に合算されて引落しになるとのことでした。私も、どのように法案が決まるのかと注意してニュース等を見ていましたが、決まったところで報道はNHKのニュースで1回、中日新聞に載っただけでした。色々な法律はなかなか決まらないのに、これはスムーズに、安易に可決されたような気もしています。

まず、子ども・子育て支援金は少子化対策としてよい支援金だと思いますし、金額も最初は少ないと言っていました。岡崎市から聞くと、平均で月307円ほど付加されるそうです。これは上も下もあるとのことですが、介護保険は年金から引かれ、国民健康保険に付加されるやり方には抵抗を覚えます。決まったことを言っても仕方ないかもしれませんが、国民に付加されることなので考えてしまいます。300円といっても、国民全体だと凄い金額になると思うので、一言言わせていただきました。

(田川会長)

御意見ありがとうございます。

(宮川委員)

保険者代表の健保連愛知の宮川ですが、質問です。

私も2年、保険者を経験していますが不勉強でして、今回の国民健康保険事業費納付金は、補足資料の1-2にあるように、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分の全部込みの数字なんですね。医療分だけだと誤解をしております、今回の補足資料1-2を付けていただいたことで、全部込みの数字だと今初めて認識しましたが、本当にそれでよいのでしょうか。

基本的には、医療は医療勘定、介護勘定もあり、子ども勘定もあり、勘定別だと思われまます。ですから、今回提示いただいた17万7,502円というのは、合計の数字だと思いますが、それぞれの勘定ごとにどうなっているかが当然あるため、増額の理由が、極めて粗いと思われまます。

子ども・子育て支援納付金が先ほど4,190円とおっしゃいましたが、8,412円の内数ということだと、ほぼ半分が子ども勘定になります。

それで1人当たり納付金額の前年度比が4.97%で約5%上がっていますが、半分は子ども勘定で上乗せされている部分なので、他の勘定費目で2.5%ぐらいの増分という理解でよろしいでしょうか。

全て同じ勘定にしているものですから、非常に分かりづらと思います。私たち保険者では全部別勘定なんですね。医療は医療勘定ということで、私たちである程度運用が許されていますが、介護及び子ども勘定は国の代行徴収ですので、国が本来やるべきことを私たちが国に代わって徴収して国に納めており、運用も一切許されておりません。ですから勘定が全然違うものを同一勘定で見ることに違和感がありますので、考え直していただいた方がよいかと思ひます。以上です。

(小河国民健康保険課課長補佐)

おっしゃるとおり、違和感があるのは、私たちも同じです。

まず内数ですが、1人当たりの医療分が12万964円。後期高齢者支援金等分が3万8,835円。介護納付金分が3万9,799円。子ども・子育て支援納付金分が先ほど言った4,190円です。ただ、これを足してもこの数字にはなりません。介護納付金分と子ども・子育て支援納付金分は分母が異なるため、介護納付金分は第2号被保険者で割っており、子ども・子育て支援納付金分は18歳以上被保

険者で割っています。そのため、これを単純に合算しても、17万7,500円にはなりません。

ここを説明すると、逆に混乱させてしまうかと思いましたが、ここでの説明を省略させていただきました。

(宮川委員)

分母が違うことは理解できますが、だからこそ分ける必要があると思われます。理由の部分には全部込みで書いてありますし、診療報酬改定率の2.22%も普通に出ているような数字ですが、3.09%マイナス0.87%の計算によって出ているものです。

何となく1.0222と書いて、知っていることを前提にしている部分と、何となく複雑にして、分からないようにしている部分があるように思えてしまいます。中山委員の御指摘とほぼ同じですが、クリーンにやっていらっしゃるのは分かるので、もう少し丁寧な表現をしていただいた方がよいかと思いました。

(小河国民健康保険課課長補佐)

承知しました。御指摘を受けましたので、分かりやすい記載に修正し、詳細についても追記するよう改善いたします。御意見ありがとうございます。

(田川会長)

他の委員の方はいかがでしょうか。

(澤田委員)

新しく付加される子ども・子育て支援金ですが、先ほど御発言がありましたとおり、腑に落ちないという趣旨のお話がありました。私も今回より勉強しましたら、あり得ないと思うような制度でしたので、事前資料ということで提出をさせていただきました。一番後ろにある「国民健康保険事業費納付金に甚大な影響をもたらす『子ども・子育て支援金』の問題点とその対応について」という私の提出資料を御確認ください。

前段は、制度について大雑把に触れています。

「1.はじめに」で、従来の医療保険料に上乗せして子ども・子育て支援金が徴収され、医療分と後期高齢者支援金分と介護分に加えて、子ども・子育て支援金分と4つの科目で徴収されます。

「2.子ども・子育て支援金の負担額は？」で、子ども・子育て支援金の負担がどのくらいの規模なのか説明しております。子ども・子育て支援納付金の総額は、国が1.3兆円を見込んでおり、初年度の2026年度は、2028年度と比べる

と6割程度、2027年度が8割程度という形で段階的に上がることが分かっている状況です。

そのうち、国保で集める金額が3,000億円を見込んでおり、3,000億円の負担が増えることになるわけです。国保の都道府県単位化に伴って、新たに公費投入された額が3,400億円ですから、その投入した分がほぼ帳消しになる規模でかかることとなります。

加入者ごとに見た、こども家庭庁が試算した保険料の平均年額については、この表で3年間の変動する金額が示されています。国保だと、2,400円が来年は3,600円、再来年は4,800円に、平均でかかることになっております。この数値は1人当たりになるものですから、1世帯あたりは、その1.5倍くらいがおよその負担金になります。

裏のページですが、この制度が導入されたことについて、「3. 子ども・子育て支援金の問題点①『医療給付と別の目的に保険料を徴収』」と「4. 子ども・子育て支援金の問題点②『実質的に保険料の負担増が避けられない』」で私の思う問題点を述べております。

問題点①は、医療給付と別の目的に保険料を徴収することです。これは、子ども・子育て支援金制度自体が、国の「こども未来戦略」の中でプランが策定されており、児童手当の拡充や高等教育の負担軽減、保育所の保育士配置基準の改善、出産・子育て応援交付金の支給など、多くの項目があります。その総額が3.6兆円で、そのうちの1兆円を、支援金という保険料への上乗せで賄う制度になっています。

ただ、子ども・子育て支援自体は凄く重要ですがけれども、児童手当や保育、教育等の医療の給付とは別の目的のために、医療保険料に上乗せする合理的な理由はありません。厚労省もそもそものあり方について、厚労白書で述べており、北明美福井県立大学名誉教授は、「医療保険料に上乗せして児童手当を支給している国は一つもありません」と指摘しています。

こういう方法が採られると、将来的にはその支援金の適用分野が拡大されて、保育の全面的な社会保険化あるいは別分野の災害復興支援金、森林環境支援金等でもできることになってしまいます。

なので、本来、加速化プランで行うような施策は公費で手立てされるべきものであり、医療保険料への上乗せは本当に禁じ手だと思います。

したがって、この制度自体は廃止されるべき性格だと強く思います。

問題点②は、実質的に保険料の負担増が避けられないことです。導入した時に、「こども未来戦略」では、この社会保険料負担は「賃上げと社会保障の歳出改革で、実質的には負担は生じない」という説明があり、子ども・子育て支援法の改正法の附則にも明記されております。

ところが、国保の加入者は無職や非正規労働者、年金所得者等が多く、賃上げ効果が得られないため、それで賄えるということは起こり得ません。社会保険の方でも賃上げでこの保険料をカバーできると言われても、賃上げ分は物価上昇への対応やローン返済金利上昇分への対応等を含めて使われるべきですので、決して、この子ども・子育て支援金のための賃上げではないと思います。事実として客観的に値上げになっております。

「5. 実質負担増とならないように国に要望書の提出を」ですが、神奈川県では、県内の全市町村、国保組合、後期高齢者広域連合と神奈川県の連名で、子ども・子育て支援金について厚労省の国保課宛てに、「子ども・子育て支援金制度の創設に伴う支援納付金に係る保険料負担が実質負担増とならないよう財政支援措置の実施等を求める要望書」を提出をしています。次のページからは、要望書そのものの写しになります。国は実質負担増にならないと説明しており、法律でも定められていることから、それを守ってくださいという趣旨の要望を出しているということです。愛知県としても国に対して同様の趣旨の要望書を提出していただきたいと提案します。以上、資料に基づく説明とさせていただきます。

(田川会長)

その他、御意見いかがですか。

(松下委員)

全国健康保険協会の松下でございます。

まず、医療分と後期高齢者支援金等分、介護納付金分と子ども・子育て支援納付金分のそれぞれについて区分経理がされているところで、その内訳を教えたいと質問しようと思っていました。ただ、このことについては、宮川委員がおっしゃったところで、今の澤田委員からのお話も併せて、質問させていただきます。

子ども・子育て支援納付金分については、制度としては全くの別物であり、国民健康保険料と併せて徴収するところがございますが、言い換えれば国から示された部分を代行的に徴収して、国の方に納めるものであり、国民健康保険料として徴収するものではないと認識しているところがございます。

そのところを明確にさせていただきたいと思います。介護も同様ですが、制度としては別のものであり、それぞれが区分経理されています。一方で、徴収・納付の機会は同一であることを、事務局から示していただきたいと思います。

(小河国民健康保険課課長補佐)

そのとおりです。

委員の皆様からの御意見を踏まえ、今後は詳細に記載をさせていただきます。

(松下委員)

この資料を見ると、国民健康保険料に含まれていると捉えられます。国民健康保険料は国民健康保険料、介護納付金は介護納付金、子ども・子育て支援納付金は子ども・子育て支援納付金というそれぞれの部分がありそれぞれ区分整理されていて、それを合わせたものを一緒に調整しているということが分かりますと分かりやすいと思います。

(宮川委員)

今の松下委員の補足ですが、今日のこの場は国保運営協議会ですので、ここで一体何を議論するのかは勘定と紐付いて議論すべきで守備範囲以外をやり取りするべきではないと考えます。

私たちとしては、代行徴収する立場ですので、子ども・子育て支援金には保険者としても言いたいことはあります。私たちは徴収しますが、被保険者から徴収するだけで被扶養者から徴収していません。要は、子ども・子育て支援金がある意味で国民の役割として大事ということでしたら、税で全員から集めるべきとも考えられます。子ども・子育て支援金は扶養されている方は保険料を納めていないので、健康保険組合に加入している加入者からしか徴収していません。あたかも、国民みんなが子ども・子育て支援金を拠出して子どもを支えていくと政治家やこども家庭庁は言っていますが、全然違います。

2023年に制度が決定され、率まで示されて、今年5月徴収分から回収させられるわけですから、そういうことは適切な場で指摘すべき事項であり、継続して意見しているところです。

ただ、今日は国保運営協議会なので、本来私たちが議論しなければいけないところに光を当てて議論をさせていただきたいので、事務局としてコントロールをしていただきたいです。勘定が別になっていないので、発言できないことや発言しにくいことまで話題になっている気がします。

(澤田委員)

国に代わって集めさせられていることは、健保組合、協会けんぽ、国保もある意味そうだと思いますが、保険料の納付通知は国民健康保険料の納付通知ということで、子ども・子育て支援金も通知されると認識しています。子どもが

いない世帯でも当然納付しなければならないし、それが一体としての国保料として請求されますから、結果的に子ども・子育て支援金が、上乗せされたことによつて、滞納になる世帯が必ず出ます。

今でも滞納世帯はかなり出ていますが、さらに上がるわけであり、そうなる
と、子ども・子育て支援金だけを除いて払うという方法がありません。

そういう点では、子ども・子育て支援金は国にかわつて徴収させられてると
いう面は実際あるけれども、国保加入者にとっては国保料そのものです。

ですので、子ども・子育て支援金そのもののあり方も、国保の立場から言
えば、先ほどの保育とか教育の費用を税で取るべきであるといった考え方もあ
るので、医療保険料に上乗せしないしてほしいという要望は正式にしてもよいと思
います。

(中山委員)

先ほどから承つておりますとおり、議論が本筋から外れたところにあると思
います。午後1時30分から午後3時という予定で、皆様お忙しい中で議論され
ている中、本来議論しなければならないことは、この算定結果についてだと思
います。

子ども・子育て支援金についておっしゃりたいことはあるでしょうが、これ
に関しては、ここでは何かを決める権限もございません。事務局の資料に誤解
を生むような点はありませんが、事務局の肩を持つのであれば、おそらく厚労
省がこういう示し方をしており、各都道府県・自治体はそれにならっている
ということだと思います。こうした意見も出たことから、今後はここで扱う内容
だけが分かる資料にさせていただければよろしいかと思ひます。

また、澤田委員へ以前お願いした資料を作成をいただき、ありがとうございます
です。ただ、いつも熱心にお調べくださり御意見をいただくのはありがたいの
ですが、議題や報告事項等、その日のスケジュールが終わつた後に御意見を賜
る方式にしてはいかがでしょうか。まずは、この納付金の議論に戻るべきでは
ないでしょうか。

(田川会長)

中山委員、ありがとうございます。それでは整理させていただきます。

まず資料についてですが、審議をするに際して、医療分、後期高齢者支援金
等分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分がはっきりと明記された資
料に基づいて、審議が滞りなく行えるよう努めるべきという一方で、納付金算
定は全てを含めて算定いたしますので、今回のように子ども・子育て支援納付
金分が入る議論も、排除することはできないことも事実です。

したがって適切な資料の作成に努めていただきたいと思います。

また、2点目に澤田委員からありました県としての対応について、しっかりと県の方で議論いただき、個人の意見ではなく、県としてどのように考えるのかを明確にさせていただきたいと思います。

そして、澤田委員の資料ですが、会議前に澤田委員より、審議の後でこの資料の説明をさせていただきたいとお話を伺いました。その際に挙手をしていただきたいと申し上げた結果ですので、私の方の責任もあります。議論が拡散してしまったことについては、申し訳なく思います。

子ども・子育て支援金について、この国保の金額算定にどのような影響をもたらすのかは、この会議の審議範囲を大幅に超えるものですので、県からも国の方に、こうした意見があったことを、上申し、検討を促すよう働きかけていただきたいと思います。

その上で、本日、県で算定していただきました算定結果について、この運営協議会として、納付金等の算定結果は適当であるとしてよろしいでしょうか。

(竹内委員)

元の議論に戻した上での御質問ですが、「参考」の算定方法(1)から(4)に記載されているものは、医療に関する部分の算定方法だけに見えます。本来であれば介護納付金分や子ども・子育て支援納付金分の算定方法も記載していただき、それを踏まえて、最初の金額の17万7,502円等が正しいかどうかを審議させていただきたいです。

資料に記載がございませんので、先ほど結論の金額を教えてくださいましたが、もう一度、ここに記載されていない別枠で計算され、かつ同じ社会保険料として請求されるものについて、計算方法を御説明いただけませんかでしょうか。

(小河国民健康保険課課長補佐)

どのように計算されてるかという意味でしょうか。

(竹内委員)

そのとおりです。私の認識が間違っていなければ、この(1)から(4)は医療分の計算方法ではないかと思います。

これは、先ほどの子ども・子育て支援納付金の追加分についても、この計算の中で示されているのでしょうか。

(小河国民健康保険課課長補佐)

そのとおりです。この全体の中に同じように入っています。

（竹内委員）

そうすると、算定までのイメージ図が右側にございますが、ここも同じ考えで全部計算されているのでしょうか。

先ほど分母が異なるとお話がありましたが、そこはどのように表現されますでしょうか。

（小河国民健康保険課課長補佐）

全てを含めて計算した金額を推計として示しているという状況になっています。分母が異なっても、かかる費用は同じなので、それも含めて全体の数字がここに表示されています。

（竹内委員）

算定方法の（１）から（４）の中に文章で記載がなされているものがありますが、例えば今回の改正であった子ども・子育て支援納付金分の計算はどの数字がどこに入ってきますでしょうか。それが分からないので判断が付きません。

（小河国民健康保険課課長補佐）

まず、計算上は子ども・子育て支援金納付金分も介護納付金分も後期高齢者支援金等分も、全体の費用で計算しており、それが全体でいくらかかるかで算定しています。

そこから全体の控除分を引いているので、黄色い部分の納付金算定基礎額の中に全て入っております。

（竹内委員）

例えば（１）で、「被保険者数等の推計をもとに県全体の保険給付費を推計し費用を算出」とありますが、保険給付費の中に、例えば子ども・子育ての支援納付金分は入っているのでしょうか。

（小河国民健康保険課課長補佐）

黄色い部分の納付金算定基礎額の中には入っていますが、説明の中には代表的なものしか記載していないので、この（１）は保険給付費のみの計算の数字になります。

（竹内委員）

そうすると、本来はどう書くべきだったのでしょうか。本来、皆様がおっし

やっているように分かりやすくするのであれば保険給付費がいくらで、介護分はいくらでという数字はもちろん、言葉も入っていないので、計算方法として正しくない表現になってると思います。

(小河国民健康保険課課長補佐)

分かりました。

資料の記載方法について、改めさせていただきます。

(田川会長)

この算定までのイメージ図について、今の御意見を踏まえ、修正が必要かと思われませんが、事務局はいかがでしょうか。

(小河国民健康保険課課長補佐)

今回は申し訳ありませんが、この形で承認いただきたいと思います。来年度以降は修正させていただき、分かりやすい資料作成に努めます。

(竹内委員)

資料を今日見直せないのであれば、資料から読み取ることができないため、申し訳ありませんが御説明いただきたいです。

「算定方法」の表現が正しくないと思われまので、このとおりに計算しても、おそらくこの数字は出ないはずで。

(田川会長)

事務局は改めてこの黄色の部分の納付金算定基礎額について御説明ください。納付金算定基礎額の構成を明確に示していただきたいと思います。

例えば、補足資料1-2を通して説明をしていただけたらどうでしょうか。

(小河国民健康保険課課長補佐)

補足資料1-2では御説明が難しいので、保険給付費は全体でいくらになっているか、御説明をさせていただきます。

まず、保険給付費が全体として407億円、後期高齢者支援金等分が約83億円、介護納付金分が約30億円で、子ども・子育て支援納付金分約8億円という内訳となっており、納付金算定基礎額の全体になります。以上を合算すると約527億となり、図の黄色部分になります。

したがって(1)で御説明した部分は保険給付費の全体の407億円の部分に

なります。そのため、これらを全部含めると黄色い部分の納付金算定基礎額になります、という御説明が必要だったと思います。

(竹内委員)

ありがとうございます。

そうすると保険給付費、後期高齢者支援金等分、介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分の4つの合計額を推計すると、正しい計算式になりますか。

(小河国民健康保険課課長補佐)

そのとおりです。

(田川会長)

もう一度、明確に全体に周知していただいてよろしいでしょうか。

(小河国民健康保険課課長補佐)

基本的に、保険給付費のみでなく、保険給付費に後期高齢者支援金等分と介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分を加えた推計額から公費等を引いた額が黄色い部分の納付金算定基礎額になります。

(中山委員)

ただいま御説明いただきましたが、資料には記載がない内容ですので、資料を修正していただいた上で委員の皆様にご確認いただき、その内容を前提に承認という形で進めてはどうでしょうか。

(田川会長)

今、中山委員より御意見がありました。ただいま非常に混乱しておりますので、資料を正しくしていただいた上で承認という形で進行させていただきたいという御提案がありましたがいかがでしょうか。

(小河国民健康保険課課長補佐)

では、資料を作り直し、改めて、承認をいただく形としてもよろしいでしょうか。

(中山委員)

時間も迫っておりますので、例えば算定方法や左のページの記載について、詳細に明記していただき、先ほどの4つの金額を合わせた結果を御提出いただ

きたいです。しかしながら、今日中には作成できないと思われまので、後日、皆様に資料を配付していただき、その配付された資料が正しいことを前提として条件付きでお認めするのはいかがでしょうか。

(田川会長)

今お話したところが大きく乖離するわけではなく、文章として整っていなかった面がありますが、委員の皆様にご理解いただけるようでしたら、修正されたものが、後日届くことを前提に、この算定結果についてお認めいただけますでしょうか。

(各委員)

<異議なし>

(田川会長)

それでは、御承認いただいたものとさせていただきます。
ありがとうございました。

(澤田委員)

先ほど中山委員から、議題以外のところで資料の説明をしてくださいといった御提案がありましたが、事務局からは今回提出するにあたり、議題に係る部分の資料に限定してくださいと連絡がありましたので、納付金の議題のところでお話しさせていただきました。

場合によっては議題に直接関わる部分で、資料を提出した方が分かりやすいケースもありますので、今後どのように対応すればよろしいでしょうか。

(中山委員)

今後の対応については事務局と会長で協議の上、決めていただければと思います。

(加藤(豊)委員)

普通は、次第が1, 2, 3, 4と続き、5に「その他」を設けるものと思われま。今回は「その他」が設けられていないため、「その他」で扱うべき事項が議題に含まれているように見受けられます。これからは工夫していただけたらありがたいです。

(船津国民健康保険課長)

承知しました。ありがとうございます。

澤田委員に限らず各委員の皆様方から追加の御提案が出た場合は内容を確認し、会長と事前に御相談の上で、「議題」又は「その他」で協議するかを判断させていただきたいと思えます。

ただ、運営協議会としての本旨に外れる御意見や資料の御提出は御遠慮いただくよう委員の皆様へ事前に御案内しているところです。本旨に沿う内容であっても、「議題」とするか「その他」とするかは、都度整理の上、決めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(田川会長)

ありがとうございます。それでは、報告事項に移りたいと思えます。報告事項「赤字削減・解消計画について」事務局から説明してください。

(松永国民健康保険課主査)

国民健康保険課の松永です。

私から報告事項「赤字削減・解消計画について」御報告させていただきます。では、資料 No. 2「赤字削減・解消計画について」を御覧ください。

市町村の赤字につきましては、国民健康保険運営方針においても、計画的に削減・解消していくものとされており、計画の策定状況については公表することと定められております。

それでは、「1 基本的な考え方」でございます。国保財政を安定的に運営していくためには、原則として、必要な支出を保険料や国庫支出金等により賄うことにより、国民健康保険特別会計の収支を均衡させることが重要とされております。しかしながら、県内の市町村の中には、保険料負担緩和等を目的として歳入不足を一般会計から繰り入れているところがあるというのが現状でございます。こうした現状を踏まえ、本県では国保運営方針で赤字削減・解消に向けた方向性を定め、厚労省からの通知に沿って取組を進めているところでございます。

まず「(1) 削減・解消すべき赤字」を御覧ください。削減・解消すべき赤字といたしまして、1つ目、一般会計繰入金(法定外)のうち、決算補填等目的の額、2つ目、前年度繰上充用金のうち、対前年度新規増加額としております。

次に、「(2) 赤字削減・解消計画を策定する市町村」になります。計画を策定する市町村は、前年度決算において、削減・解消すべき赤字が発生した市町村であって、翌々年度までに赤字の解消・削減が見込まれない市町村になりま

す。

そして、「(3) 赤字削減・解消計画の公表」でございます。本計画の公表につきましては、2019年度から県のwebページで公表しております。

続きまして、「2 赤字削減・解消計画の策定状況」を御覧ください。その内訳については表のとおりでございます。2025年9月末時点で赤字削減・解消計画を策定している市町村数は24となっております。

計画の期間の2025～2030年度の欄になりますが、2023年度に、赤字が発生した市は3、赤字額計で約12億円となっております。また、2024年度に赤字が発生した市は1、赤字額計で約3億円となっております。

この時点では4市が増加しておりますが、既に解消した市や令和7年度末で計画どおり解消を予定している市町村がいくつかありますので、時点が進みますと、少し減っていると思います。

次に、資料の右側に移っていただきまして、「3 決算補填等目的の法定外一般会計繰入の状況」を御覧ください。過去4か年度の一般会計から法定で認められたもの以外を繰入れている市町村の繰入金額の推移を示したものになります。

2024年度決算を御覧ください。法定外繰入金は約150億円となっており、前年比較で約10億円の減となっております。

また、一番下の計の欄を御覧ください。法定外繰入金のうち、決算補填等目的での金額は、45億円となっており、前年比較で約4億3,000万円の減となっております。

続きまして「4 参考」でございます。

これは削減・解消すべき赤字には該当しませんが、一般会計から繰り入れている赤字についての説明になります。

まず、「(1) 決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入の状況」でございます。2024年度決算におきまして48市町村で約107億円となり、前年比較で約11億円の減となっております。

資料おめくりいただきまして、「(2) 法定の一般会計繰入金について」です。これらは法令により定められている一般会計繰入金になります。過去4か年の状況を示しております。

次に資料をおめくりいただきまして、最後に補足資料2-1になります。これは県のホームページで公表している「愛知県赤字削減・解消計画書」です。左上に「赤字削減・解消のための都道府県の基本方針」、右上に「赤字削減・解消のための具体的取組内容」を記載しており、これに基づきまして、関係市町村が赤字削減・解消に向けて取り組んでまいります。

私からの報告事項の説明は以上となります。

(田川会長)

ただいまの報告事項について、何か御意見・御質問等がございますか。

(澤田委員)

赤字削減・解消計画に沿って、低所得者世帯に向けた保険料減免制度の廃止が相次いでいます。直近3年間だけでも、一宮市、知立市、蒲郡市、新城市の各市が廃止し、岡崎市が縮小しています。

名古屋市が所得別の保険料滞納世帯数を公表していますが、低所得世帯ほど保険料の滞納世帯割合が高くなっています。

具体的には、2024年度の滞納率は、所得が200万円を超える世帯では、5.5%ですが、200万円以下の世帯では9.9%で、約2倍の滞納率となっています。

なぜ低所得世帯ほど滞納率が高いかと言いますと、厚労省が所得に占める保険料割合のデータを発表していますが、国保加入者全体の保険料負担割合は9.5%でよく示される一方、所得階層別では、国保の中で最も所得の低い7割軽減世帯の保険料負担割合が、21.3%というデータを示しています。全体で9.5%ですが、一番所得の低い層では、所得に占める保険料が2割を超えています。そのため、低所得世帯ほど保険料負担が重くなり、滞納率が高くなってしまう状況です。そこを考慮して、低所得世帯向けの減免制度は市町村が努力して実施し、できるだけ収納率を上げる努力をしてきた制度です。それがなくなると、滞納者が増える一方になりますので、困難を抱える世帯への軽減措置が存続できるような配慮をお願いしたいです。以上になります。

(田川会長)

御意見ありがとうございました。他に御意見・御質問ございますか。

(宮川委員)

「2 赤字削減・解消計画の策定状況」について、1番下の2025～2030年度の計画の期間が2つ並んでいます。何か理由はありますか。

(松永国民健康保険課主査)

赤字が発生した年度が2023年度と2024年度で異なりますので、2段に分けて記載しております。

(田川会長)

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項「(2) 国民健康保険法の改正に係る愛知県国民健康保険運営方針の改定について」事務局から説明してください。

(小河国民健康保険課課長補佐)

国保財政グループの小河です。

資料 No. 3「国民健康保険法の改正に係る愛知県国民健康保険運営方針の改定について」御説明をさせていただきます。

「1 経緯」としては子ども・子育て支援納付金の新設に伴い、愛知県国民健康保険運営方針においても改定する必要性が示されております。

しかし、令和7年8月15日付け厚生労働省発事務連絡により「都道府県が、市町村等との議論を行った上で、令和7年度中に国民健康保険運営方針を改定する必要はないと判断する場合は、令和8年度に行う中間見直し等において改定を行うこととしても差し支えない」と通知されております。

そこで、「2 愛知県の対応及び各市町村との協議」について、運営方針の改定を、令和7年度中ではなく、令和8年度に行う中間見直しに合わせて行うことが適切と考え、市町村に意見を伺ったところ、反対する意見はございませんでした。

以上のことから、「3 方針」として、愛知県国民健康保険運営方針の子ども・子育て支援納付金に係る改定は、令和8年度に行う中間見直しに合わせて行うことといたします。説明は以上です。

(田川会長)

ただいまの報告事項について、何か御意見・御質問ございますでしょうか。

(松下委員)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律で国保法が改正されたことを踏まえ、運営方針の改定が必要とのことですが、今回の改正は、子ども・子育て支援納付金に係る事項を追加するという理解でよろしいでしょうか。

(小河国民健康保険課課長補佐)

そのとおりです。運営方針には現在、子ども・子育て支援納付金に係る文言は一切入っていませんので、納付金として記載する場合には、文言の追記が必要という理解です。その改正する旨の通知でした。

そのため、通知を踏まえて改定を行いますが、令和8年度の中間見直しに合わせて行うという内容となっております。

(松下委員)

念のための確認ですが、運営方針に子ども・子育て支援納付金の変更等に関する文言を追加する改定ということであって、子ども・子育て支援納付金のあり方について審議するという事ではないですね。

(小河国民健康保険課課長補佐)

そのとおりです。

(松下委員)

ありがとうございます。

(田川会長)

他に御意見・御質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。これで本日の議題及び報告事項が全て終了しました。

それでは、以上を持ちまして、本日の協議会を終了させていただきます。委員の皆様への御協力に感謝いたします。

最後に、事務局から連絡事項等がありますか。

(船津国民健康保険課長)

本日は、長時間にわたり、御審議等いただき誠にありがとうございました。

また、事務局が作成した資料で、十分な審議をするにあたり確認ができない数値や確認ができない部分がありましたことをご詫言申し上げます。早急に詳細がわかる資料を作成させていただき、数字だけでは分からない部分もあるかと思っておりますので、説明等も文章で付けさせていただいた上で、委員の皆様へ御確認いただきたいと思います。

またお送りした資料で御不明な点がありましたら、事務局の方に都度、メール、電話等で御質問いただければ回答させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願言いたします。

では、2点連絡事項がございます。

まず、1点目ですが、本会議の会議録についてです。

後日、御発言いただきました委員の方に、内容の御確認をいただいた上で、署署人の御二人に、御署名いただくこととしておりますので、御協力のほどよろしくお願言いたします。

2点目ですが、会議録の公表についてです。

署名後の会議録につきましては、後日、県のホームページで公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

以上でございますが、本日が今年度最後の開催となります。協議会に御出席いただき、貴重な御意見を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

次回の開催につきましては、来年度改めて委員の皆様にご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、先ほど運営方針の改定のところで触れましたとおり、来年度は運営方針の中間見直しがございます。回数は現段階では未定ですが、2回に限らず、もう少しお集まりいただく可能性もございます。

皆様お忙しいところ申し訳ございませんが、引き続き御協力いただきますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。